

秋田県告示第348号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和5年8月1日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 (1) 処分をした年月日
令和5年5月16日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社館山建築事務所
秋田市泉釜ノ町13番2号
代表取締役 館山 力
秋田県知事許可（般-3）第80239号
- (3) 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和5年5月15日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日
令和5年5月29日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
太平山観光開発株式会社
秋田市仁別字マンタラメ213番地
代表取締役 小野 智
秋田県知事許可（般-30）第81182号
- (3) 処分の内容
造園工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和5年5月26日付けで造園工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。